

堆肥化容器・水切りバケツ 生ごみ処理機・粉碎機の 購入費を補助しています！

家庭から出る可燃ごみの年間排出量の約3割以上を生ごみが占めていると言われており、生ごみ減量化に対して、生ごみ処理機、堆肥化容器、水切りバケツなどを用いた家庭での取組みなどが、重要になってきています。

また、庭木の剪定枝の処理も可燃ごみとして処分しないで、粉碎機を利用してチップを有効活用することがごみの減量化につながります。

美濃加茂市では、生ごみや剪定枝の処分を目的とした廃棄物処理機器の購入の補助金を交付しています。

ぜひ、ご利用いただき、ごみの減量にご協力をお願いします。

ポイント1 > 堆肥化

堆肥化容器や生ごみ処理機
などで処理した生ごみは、有
機肥料になって家庭菜園や
プランター栽培に使えます。



ポイント2 > ごみの減量化

生ごみの減量化により、
ごみ袋の購入費が抑え
られて、ごみ出しの回数
も減ります。



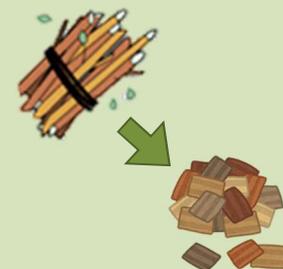
ポイント3 > 清潔な台所へ

生ごみを出し損ねても、
処理場所に困らず台所
やシンクも清潔になりま
す。



ポイント4 > 剪定枝の活用

粉碎機を使用して、小枝
等をチップにして、堆肥化
や土壌改良材として利用
することができます。



★詳しくは、裏面にあります補助金制度の概要をご覧くださいか下記連絡先まで
問合せ：美濃加茂市役所環境課 TEL：0574-25-2111 内線 307

美濃加茂市家庭廃棄物処理機器購入補助事業

◇目的

家庭から排出される廃棄物（生ごみ、庭木等）の減量化を推進するため、廃棄物を処理する機器を購入された場合、補助金を交付します。

◇補助対象者

市内に住所を有し現在も居住している人で、処理機器を購入した人。ただし市税等に滞納のない人。なお、粉碎機については、自治会等も申請可能です。

◇対象機器

機器名	構造	補助金額	補助要件
堆肥化容器	<ul style="list-style-type: none">耐水性・耐久性に優れたもの底部がなく、水分が地中に浸透するもの悪臭、害虫等を発生させないもの	購入額の1/2 (100円未満切捨) 1基につき4,500円を限度	1世帯につき2基まで ※補助対象となった堆肥化容器を購入した日から5年を経過して新たに購入した機器は補助対象となります ※1基毎に申請が必要です
生ごみ処理機	<ul style="list-style-type: none">分解型または乾燥型電気等の動力を使用したもの	購入額の1/2 (100円未満切捨) 1基につき20,000円を限度	1世帯につき1基まで ※補助対象となった生ごみ処理機を購入した日から5年を経過して新たに購入した機器は補助対象となります
粉碎機	<ul style="list-style-type: none">剪定した小枝・葉等を粉碎するもの	購入額の1/2 (100円未満切捨) 1基につき20,000円を限度	1世帯または1団体につき1基まで ※補助対象となった粉碎機を購入した日から5年を経過して新たに購入した機器は補助対象となります
水切りバケツ	<ul style="list-style-type: none">フタにより密閉できるもの水分と固形物を分離して取り出せるものボカシの使用に支障のない素材のもの	購入額の1/2 (100円未満切捨) 1基につき2,000円を限度	1世帯につき2基まで ※補助対象となった水切りバケツを購入した日から3年を経過して新たに購入した機器は補助対象となります ※1基毎に申請が必要です

◇申請手続

①申請書類 ※堆肥化容器や水切りバケツを2基同時に申請する場合、1基毎に申請が必要です。

補助金の交付を申請される方は、環境課または各連絡所（太田連絡所を除く）にあります所定の様式に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添付して、申請してください。また、市のホームページからもダウンロードできます。

②添付書類

・領収書の写し（購入日、購入金額、購入者氏名、商品名が明記されていること）

◇オンライン受付もしています

右記二次元コードから申請ページへ進み申請してください。



◇アンケートにご協力ください

補助申請をされた方に、簡単なアンケートをお願いしています。

◇問い合わせ先

美濃加茂市役所 環境課 環境政策係 電話番号25-2111（内線307）